

第 29 回軽米町議会臨時会

平成 31 年 2 月 8 日 (金)

午前 10 時 02 分 開 会

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 5 号 町営住宅建替団地造成工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 8 議案第 6 号 平成 30 年度軽米町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 9 議案第 7 号 平成 30 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	館坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古館機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	藤川敏彦君
総務課総括課長	吉岡靖君
総務課企画担当課長	梅木勝彦君
総務課総務担当課長	小笠原達夫君
会計管理者兼税務会計課総括課長	小笠原亨君
町民生活課総括課長	川島康夫君
健康福祉課総括課長	坂下浩志君
健康福祉課健康づくり担当課長	大西昇君
産業振興課総括課長	小林浩君
地域整備課総括課長	川原木純二君
地域整備課環境整備担当課長	江刺家雅弘君
再生可能エネルギー推進室長	戸田沢光彦君
水道事業所長	川原木純二君
教育委員会教育長	菅波俊美君
教育委員会事務局総括次長	堀米豊樹君
教育委員会事務局教育総務担当次長	工藤薫君
選挙管理委員会事務局長	吉岡靖君
農業委員会会長	西館徳松君
農業委員会事務局長	小林浩君
監査委員	竹下光雄君
監査委員事務局長	小林千鶴子君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

小 林 千鶴子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

議 会 事 務 局 主 任

川 島 幸 徳 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） おはようございます。

ただいまから第29回軽米町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から、議案7件の提出がありました。

本臨時会の会期については、2月6日午後2時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日1日間とし本会議場において審議、採決することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の再任挨拶

○議長（松浦 求君） 町長から再任の挨拶の申し出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君）

議長より発言の許可をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げます。

先般の町長選挙におきまして、町民の皆様のご負託をいただき第5期目の町政運営を担わせていただくことになりました。町民の皆様のご期待とご支援、そしてその責務を改めて深く受け止め、これまでも増して全身全霊で町政にあたりたいと意を新たにしているところであります。

今回の選挙戦におきまして、子育て日本一の町と高齢者が安心して暮らせる町の実現、大規模畜産園芸ファーム誘致等による農林業振興、町民所得向上の実現、中心商店街のにぎわい創出と生活環境の充実実現、雇用創出の実現、移住・定住の推進の6つの公約をお示しいたしました。

首都圏への人口一極集中や少子化などにより、当町の人口も減少の一途をたどるなど、町政を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり、多くの課題も抱えてお

りますが、これまで取り組んでまいりました子育て日本一のまちづくりや、高齢者生活支援など福祉施策の更なる充実強化、大規模畜産施設や園芸ファームの誘致、6次産業化の推進などによる雇用の創出と町民所得の向上、中心商店街の活性化や移住・定住策の一層の推進により誰もが住みたい住みたい、健康で心豊かに安心して暮らせる安全で快適なまちづくりに邁進する所存であります。

第5期目となります町政運営におきましても、町民の皆様の声を踏まえつつ、これまで以上に強い姿勢のリーダーシップを発揮し、町民の皆様にお約束いたしました公約の実現に向けて着実に取り組んでまいります。

つきましては、議員各位におかれましては施策の推進にあたり、今後ともご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） 町長の再任の挨拶が終わりました。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において6番、舘坂久人君、7番、茶屋隆君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号から議案第7号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） これから議題に入りますが、町長から提出された議案7件はそれぞれ関連がありますので、一括して議題とし、提案理由の説明を受けたあと、一件ずつ質疑、討論、採決することにはしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。よって、日程第3から日程第9を一括議題といたします。それでは、一旦休憩します。

午前10時07分 休憩

午前 10 時 08 分 再開

○議長（松浦 求君） それでは再開いたします。

日程第 3、議案第 1 号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてから日程第 9、議案第 7 号 平成 30 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）までの 7 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議案第 1 号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてから議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第 6 号 平成 30 年度軽米町一般会計補正予算（第 6 号）について、総務課総括課長、吉岡 靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第 1 号の提案理由を申し上げます。議案第 1 号は、軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めるものでございます。

内容でございますが、別紙をごらん願います。平成 28 年度から平成 32 年度を期間とする軽米町過疎地域自立促進計画に小中学校の空調設備整備事業を追加しようとするもので、国の第 1 次補正予算によるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業を活用した町内小中学校の冷房設備整備事業に過疎対策事業債の活用が可能となるものでございます。

次に、議案第 2 号の提案理由をご説明申し上げます。議案第 2 号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

内容でございますが、第 1 条で岩手県人事委員会の勧告にあわせ、特別職の 12 月期の期末手当の支給率を 100 分の 172.5 に改め、第 2 条では平成 31 年 4 月 1 日以降の期末手当について 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給率をそれぞれ 100 分の 167.5 に改めようとするものでございます。

また、施行期日等につきましては附則のとおりでございます。

次に、議案第 3 号の提案理由を申し上げます。議案第 3 号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

内容でございますが、議案第 2 号と同様、第 1 条で 12 月期の期末手当の支給率を 100 分の 172.5 に改め、第 2 条では平成 31 年 4 月 1 日以降の期末手当について 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給率をそれぞれ 100 分の 167.5 に改めようとするものでございます。

また、施行期日等につきましては附則のとおりでございます。

次に、議案第 4 号の提案理由を申し上げます。議案第 4 号は、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

内容でございますが、岩手県人事委員会の勧告にあわせ、第 1 条で医師等の初任

給調整手当について41万4,300円を41万4,800円に、宿日直手当について4,200円を4,400円に、6,300円を6,600円に、12月期の再任用職員以外の勤勉手当の支給率について100分の87.5を100分の97.5に、再任用職員の期末手当について100分の42.5を100分の47.5に改めるとともに、別表第1及び第2の給料表を改正しようとするものでございます。また、第2条では平成31年4月1日以降の6月期及び12月期の再任用職員以外の期末手当の支給率についていずれも100分の130に、再任用職員については100分の72.5に、同じく再任用職員以外の勤勉手当の支給率について100分の97.5を100分の92.5に、再任用職員については100分の47.5を100分の45に改めようとするものでございます。

また、施行期日等については附則のとおりでございます。

次に、議案第6号をごらん願います。議案第6号は、平成30年度軽米町一般会計補正予算（第6号）でございます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ1億3,789万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ67億7,834万6,000円とするものでございます。

また、今回の補正予算のうち小中学校の冷房設備整備事業につきましては、繰越明許費とするとともに同事業にかかる学校教育施設整備事業等にかかる地方債の補正を計上してございます。

歳入につきまして8ページをごらん願います。14款国庫支出金は小中学校の冷房設備整備事業に対するブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金1,817万8,000円を計上しております。21款町債は小中学校の冷房設備整備事業にかかる学校教育施設整備事業債と過疎対策事業債の借り入れ予定額1億1,920万円を教育債として計上しております。

また、昨年5月18日から19日にかけての大雨災害による大規模林道の災害復旧事業と、昨年8月15日から16日にかけての大雨等災害にかかる公共土木施設災害復旧事業について、本年度の2次協議において災害対策復旧事業債の活用が可能となったことから、2,990万円を計上しております。

前後いたしますが、18款繰入金につきましては、ただいまご説明申し上げました歳入の補正額と、歳出の補正額との調整のため、財政調整基金の繰入金を2,938万円の減とするものでございます。

歳出予算につきましては、9ページをお開き願います。1款議会費から第10款教育費まで小中学校の冷房設備整備事業にかかる経費を除き、議案第2号から議案第4号にてご説明申し上げました給与等の改定により、給与及び手当等のかかる経費を計上してございます。

小中学校の冷房設備整備事業につきましては、教育委員会事務局総括次長のほうからご説明申し上げます。

以上、ご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） それでは、教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

〔教育委員会事務局総括次長 堀米豊樹君登壇〕

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） それでは、教育委員会分を説明いたします。

補正予算書の16ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料に小学校冷房設備整備工事設計監理業務委託料1,137万2,000円、15節工事請負費に小学校冷房設備整備工事9,522万7,000円を計上しております。

また、3項中学校費、3目学校建設費、13節委託料に中学校冷房設備整備工事設計監理業務委託料334万6,000円、15節工事請負費に中学校冷房設備整備工事2,801万7,000円を計上しております。

先ほどの総務課総括課長からの説明にもありましたとおり、これは国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の対象事業でございます。この事業はブロック塀等の安全対策とともに、児童生徒の熱中症対策としての空調設置に要する経費に充てるため、必要な経費の一部を交付し、もって児童生徒の安全を確保することを目的とするものでございます。今回、この補正予算で町立中学校の普通教室、それから未設置の保健室に冷房設備を整備する経費を見込んでおります。

よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（松浦 求君） それでは議案第5号 町営住宅建替団地造成工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、地域整備課総括課長、川原木純二君。

〔地域整備課総括課長 川原木純二君登壇〕

○地域整備課総括課長（川原木純二君） 議案第5号 町営住宅建替団地造成工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

平成30年8月3日に議会の議決を得た町営住宅建替団地造成工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕米町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は町営住宅建替団地造成工事、工事場所は岩手県九戸郡軽米町字萩田地内、請負者は岩手県九戸郡軽米町大字上館第30地割65番地、株式会社上柿建設、代表取締役上柿則昭でございます。

変更の内容は、変更前契約金額6,318万円を7,182万7,560円に変更請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要は別紙のとおりとなっております。この中で主なものについてご説明申し上げます。植生工について当初種子吹き付けで計上してございましたけれども、土質等現場再調査の結果、良好な緑化が見込めないことから植生シートに変更するものです。

また、L型擁壁の基礎地盤に支持力の小さい層が確認され、岩ずりにより置き換え、構造物の安定を図るものです。造成地内の側溝について、当初自由勾配側溝を計上してございましたが、現場再調査により水路勾配が十分取れること、維持管理がしやすい落ち蓋式側溝に変更するものです。

工事期間は電柱等の移設に不測の日数を要したため、完成日を平成31年2月13日から平成31年3月29日とするものです。

ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦 求君） それでは議案第7号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第7号は平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

内容は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,921万9,000円としようとするものです。

予算書3ページをごらんください。歳入予算では3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金15万8,000円を追加するものです。歳出予算では1款総務費、1項施設管理費に一般職の給与改定に伴う増額分、15万8,000円を追加するものです。

議案第7号についてご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦 求君） 以上で提案理由の説明が全部終わりました。

そこで先ほどお願いしました休憩を取ります。今10時半ですから、10時45分まで休憩といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

- 議長（松浦 求君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 議案第1号と一般会計補正予算と関係がありますので、含めて補正予算の変更の部分を一緒に質問させていただきたいと思いますがよろしいですか。

今回、軽米町過疎地域自立促進計画においては小中学校にエアコンを設置しようということですが、いずれその過疎債を導入して設置しようというふうなお考えだと思われそうですが、ちょっと予算のほうを見ましたら政府のほうでは昨年非常に暑い夏ということで、小中学生等が熱中症等にならないように今年の夏までにはエアコンを設置するという方針を掲げて、こういうふうな指導があったのではないかなと思われそうですが。

ただ、国でそれだけのことをやる割には予算のほうを見ますと、国の補助金のかなと思いますけれども、全体事業費の約1割ぐらしか補助金がない。その残りに過疎債を充てようとしているというふうに見えるわけですが、国でそれだけ強力に方針を立てて進めようとしている割には国の手当てが非常に少ないなど感じるわけですが、この辺のところの国からの指導というのはどのような財政措置を講じるようにと指導があったのか。

また、過疎債を平成30年度において予算化するという事は、過疎債は今までの部分は確定していると思うのですが、過疎債を導入してやってくださいというふうな指導だったのか、又は過疎債の限度額が各市町村にあると思うのですが、それらを追加するという国の方針なのか、その辺の財政措置の仕方についてちょっと教えていただければと思います。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の国の財政措置でございますけれども、まず補助率は3分の1というふうに示されております。また、平米あたりの上限額が24万8,000円と定めているところでございます。失礼しました、平米あたり2万4,800円でございます。その残りの分については、学校教育施設整備事業債を使う。そして、平米あたり2万4,800円を超えた部分については過疎債が充当できますというふうになってございます。

当町の場合、国の平米単価を上回る積算額となっておりますから、それに過疎債を充てることにしてございますが、今回の事業につきましては当初に協議が整った過疎債に加えてこの事業についても配分を受けれるというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 町をどうのこうのというよりは国でそれだけの方針で、全国でやろうとしている中で、財政措置については非常にたいしたことがないなど、そういうふうな状況の中で市町村は非常に大変な部分だと思うのだけれども、義務的な感じでなんとか今年の夏までには設置しようとする取り組みだと。

全国でも暑さというのはさまざまありますが、東北地方、岩手県ではそういうふうな緊急性が逆を言えばあるのかなということもあったりして、その辺のところも含めてもう少し国に対して要望していく必要があったのではないかというふうな感じを受けるわけですけども。

その辺のところは必ずやりなさいということで、財政措置は例えばさっき言った補助率3分の1とたいしたこと無い、経済対策としてはたいしたことが無いというふうに感じるわけですけども、軽米町では1年遅れてやろうかとか、そういうふうな発想はなかったのか。例えば軽米小学校あたりは新築した校舎であり、普通教室にエアコンが入っていなくても、廊下等にはあるとかお話も聞いたりして、その辺の状況の中で果たしてこれだけ急いでやらなければいけないのかというところがちょっと理解できかねるので質問させていただきましたけれども、総務課総括課長でもいいですけども、町長がその辺のところをお感じになっているのか。

○議長（松浦 求君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

〔教育委員会事務局総括次長 堀米豊樹君登壇〕

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） ただいまの中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず姿勢ということでございます。冷房設備の設置済みの教室でございますが、軽米小学校の普通教室には入ってございませんで、校長室、職員室、保健室、それから特別支援教室の小さいところが3つ、パソコン教室、図書室ということでございます。小軽米小学校、晴山小学校についてはパソコン教室ということでございます。現在こういう状況で、子供たちが学校生活で一番長く居る普通教室に入っていないという現状がございます。

この事業が無い場合、全部の学校の保健室には去年あたりからずっと夏の暑さというのが異常になっているということで、最低保健室等には入れなければならないというふうな考えがございました。そういう状況の中で、普通教室まで冷房設備を設置するというのはなかなか機会がない。それから財源的にもかなりありまして、そういう状況の中で困っておったということです。

その中で急遽、ブロック塀と冷房設備というお話がありました。さっき総務課総括課長からお話があったとおり、実質工事費の半分ぐらいというあたりの、補助金の額はですね、そういうことになってございます。そういう少ないということでございますけれども、これを利用しないで来年というふうになれば、この事業はこと

し限りというものでございまして、平成30年度の補正予算、国の補正予算で対応しております。この機会を逃して来年ということになると、なかなかそういう機会がないということで判断いたしまして、今回町のほうでも平成30年度の予算に計上させていただいたということでございます。

軽米町が冷房が必要かどうかということもあったと思うのですが、それにつきましては久慈市等と比べると軽米町も気温が上がってございまして、平成30年度の夏は普通教室で扇風機を回して、それから水分補給をして熱中症対策をとったということでございます。そういう状況の中でございますので、今回このような要求をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 9番、松浦満雄君。

○9番（松浦満雄君） 今疑問に感じたのですが、国県の補助金が2,000万円。そして学校教育設備事業債が3,620万円。そうすると残りの5千何百万円が過疎債ということでしょうか。そうだとすれば全額過疎債のほうにやれなかったのはどういうことなのか、国の指導なのか。教育債のほうは全額返さないとなりませんし、過疎債であれば7割償還ということになるのですが、やっぱりそのところ指導があったわけですか、過疎債にできなかった。あるいは過疎債をこれ以上発行できなかったのか、その部分をお知らせ願いたい。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長、吉岡 靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず今回の補助以外の部分についてでございますが、過疎債というのは先ほど中村議員の質問にもあったのですが当初で決まっている、普通は全国の枠があって、改めて追加というのは難しい状況にあります。それで過疎債より優先して学校設備整備事業債を充当すると、これは補正予算に対する事業ということで特別に100%の借入れが可能だと、しかもそれにつきましても償還額の60%を交付税で措置しますという条件がございます。そして補助金とあわせると過疎債と同程度の町負担になる。あわせて超える分については過疎債で充当しております。予算の枠で一番町として有利な状況で財源を確保するという観点からこのような借入額となつてございます。ちなみに今の予定で学校設備整備事業債については3,620万円で、過疎債につきましても8,300万円の借入れ予定となつてございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） あとありませんか。

12番、古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 私は設備費の予算の関係だけでなく、維持費の関係から質問いたしたいと思っております。

1つは前提として小学校、中学校の普通教室にエアコンの冷房設備が何台入るのかということをお聞きしたいと思います。

あと、想定される電気料を含めた維持費がどのように想定されているのか、今後は費用がかかることになってしまうわけですが、国の施策の中で進められてきておりますし、例えば学校の数とかいろんなやつで、基準財政需要額みたいな形が、経費が増えることによっていくらか点数が、額が上がってこれからの財政措置に反映されてくるのか。このことについて国の施策がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 教育委員会事務局総括次長 堀米豊樹君。

〔教育委員会事務局総括次長 堀米豊樹君登壇〕

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 私からは古館議員の冷房の設置についてお答えいたしたいと思います。それから財政については総務課総括課長にお願いしたいと思います。

現在、普通教室とそれから未設置の保健室ということで、軽米小学校は普通教室が13教室、面積にして910平米でございます。小軽米小学校は8教室、あと保健室で面積が468平米、晴山小学校が普通教室が8教室、あと保健室で面積が424平米、軽米中学校が普通教室が9教室、あと保健室で面積が514平米。全部で41箇所面積が2,317平米となっております。

冷房の設置数でございますが、1教室に1つというふうなことはまだ決まっておられません、これから設計をやってもらいます。1教室に業務用の大きいものが1つ付くのか、それとも業務用でも2つ付くのか、その辺はまだ決まっていないところであります。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長、吉岡 靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 維持費についてですか・・・

○議長（松浦 求君） ちょっと休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（松浦 求君） 再開します。

維持費ということで教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

〔教育委員会事務局総括次長 堀米豊樹君登壇〕

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 先ほどの古館議員の維持費のご質問についてお答えいたします。

概算で電気料のほうも、最大ということですがけれども資料として用意しているものがございますのでそれで説明させていただきます。電気料の契約が高圧の契約になります。3小学校、1中学校合計で今よりも200万円ぐらい増えるという試算がございまして。これは使用頻度にもよると思いますが、7月から9月の50日程度でございまして。エアコンを使う時間が1日あたり9時間、稼働率を50%とします。それからエアコンの能力がありますけれども、その能力最大限に稼働率50%で使用したときということですので200万円という試算はしております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長、吉岡 靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 古館議員の維持費に対する財政措置ということですがけれども、現在のところ維持費に対しての財政措置に対する情報は受けておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松浦 求君） 12番、古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 地球温暖化とかという中で、エアコンの設備そのものについてはだんだんに必要になるのではないかとはい思いますが、これからの維持費の問題について、先ほどの設備の財政措置もそうですけれども、今後の負担にかかってくる部分、電気料でそのぐらいであれば耐用年数等々を含めればいろんな形での経費が増えてくると思っておりますので、国の施策の中での義務教育の環境整備の中で、町長も町村会の役員をやっていますし、そういう義務教育費の充実については是非強く進めて、財政措置を含め取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

もう一つの質問は施工の関係ですがけれども、都会のほうでは大手メーカーに任せてという形が問題になったところもありますけれども、軽米町の場合は地元業者によるエアコンの設置工事ということが大事だと思いますが、どのように考えているのか、その点についても伺いたしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私も古館議員と全く同感で、今国もこういった温暖化対策、また幼児教育無償化等を大きく打ち出しておりますので、そういった点ではしっかりと国のほうから財政的な支援というものを勝ち取っていきたいというふうに思っております。それから工事の発注につきましては、私もできるだけ地元で発注できるものは発注してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 以上で質疑を打ち切りたいと思っておりますがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについての採択採決を行います。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、通例ですと12月定例会で提案されていたように思っているわけですけれども、今の臨時議会になった経緯についてまずお知らせください。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長 吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えします。

提案理由の中でも申し上げましたとおり、当方におきましては岩手県人事委員会勧告にあわせた形での今回の給与改定としております。岩手県がこの人事委員会勧告に基づいて給与改定を行ったのが12月定例議会で、当方としてはその結果を待ってからということで12月定例議会のほうには提案しなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 岩手県のほうで12月定例議会で議決したあとにとということだったのですが、ということはことに限ってこういうスケジュールになったのか、今までと変わったのかどうか、その辺教えてください。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長 吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員の質問にお答えいたします。

いずれ岩手県議会においての結果等を踏まえつつというふうなことでやっております。ただこれまでについては、12月定例議会のほうにご提案申し上げましたこともございます。その時は岩手県人事委員会というよりは国のですか、人事院勧告に準拠した形であったと思います。今回もそうでございますけれども、国の人事院勧告と岩手県の人事委員会勧告が相違していること、そういったことがありまして

それから当方では岩手県の人事委員会勧告のほうに準拠するというところでやっております。そういったことで岩手県等の情報を取りながら12月定例議会には提案できなかったというふうなことでございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 今の説明の中では、今までは国の人事院勧告でやって今は岩手県の人事委員会勧告だと、それぞれ違いがあって今は岩手県の人事委員会勧告を選択してやっているというふうなお答えですけれども。

私が疑問に感じたことは、これは多分去年の4月までさかのぼって給与改定というふうなことになるのかなと思うわけですが、そしてその差額分をこれまでは12月に職員の方々に支給されていたというふうに私も経験しているわけですが、それが年を越すことによって所得の年が変わるといようなことにもなる。なのでその辺のところであわないのかなと感じたので、その辺のところをまず岩手県の場合は遅くなるということで、これからもそういうことで進めるのか、もしくは何とか12月に改定してその辺の処理を済ませたいという考えはないのか、それらを含めてお願いします。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長 吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず岩手県の人事委員会勧告に準拠するようになったのは今回が初めてではございません。数年前からそういう形をとっております。その給与改定によって中村議員がおっしゃるとおり給料については、平成30年4月1日までの遡及、期末手当等につきましては今回12月からの適用ということで、6月分も含めての率の改正になっているわけです。そういった意味で当方といたしましてもできれば年内に、その遡及によって支払われる差額分ですね、年内にと考えているわけですが、いろいろな情報を分析しつつ確実に岩手県のほうの給料表等を参照しながら実施できる時期というのを見計らいながら、できるだけ早めに改正できるように今後努力はしたいと思います。

ただ、仮に岩手県の給与改定が人事院勧告に従わない給料表等々になった場合、当方において準拠している岩手県と違う給料表を作成していくということは技術的にはなかなか難しいことがございますので、その辺につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 今の件については終わりにして別な内容について。

この給料表の中で1つは一般職と医療職の改定ということで出ていますけれど

も、労務職については条例ではないのか、議会の議決は必要ないのかということが1つ。あと再任用の関係ですけれども再任用の方々、軽米町においては短時間労働というふうに聞いているわけです。週5日が週4日勤務という。それが採用されてからずっと、ちょうど私もそれに該当するあたりからだったのですけれども、60歳を過ぎてから年金の支給が2年ごとに遅くなるというふうなことで、厚生年金等をもたらえない時期にということも含めてやられたのかなと感じるわけですけれども、今年の3月で退職される方を引用しますと63歳からじゃないと共済年金のほうはもらえないというふうな、3年間は無給という状況がこれから毎年2年ずつさかのぼって65歳になれば、あと4年ぐらゐすれば65歳までは年金はもらえないというふうな時代になるかとは思いますが、それで今軽米町の再任用の採用の仕方について短時間労働ということで週4日、週31時間というふうなことだと思うのですが、そういうふうな中で、よく何かやると職員の言葉の中に職員が不足してという言葉が非常によく出てくる。それは我々の責任でも町民の責任でもない、町が採用するかしないかという部分だけだと思うのですが、そういう言葉が出てくる中において給料表を見ますと再任用の方々もそれぞれの給料表があるわけですので、それに準じてやはり一つの考え方とすれば年金をもたらえない時期は通常の職員と一緒に勤務させるとかという形をするべきではないのかなと。

そういうものを含めて考えて職員不足を解消する、また職員の方々に対する指導をするということを考える時期なのではないかと私は思うわけですけれども、その辺のところどのようにお考えなのか、2つ目ですね。

あと3つ目ですけれども、一般職と医療職があってそれぞれに再任用の給料表があります。何年か前に私質問したことがあったのですが、医療職のほうで保健師の方が課長をやられたことがありました。多分課長で退職なさったのではという気がするのですが、その方はどちらの再任用の給料表を適用するのかというのがまだわからない部分があります。なぜならば、一般職と医療職であると初めは医療職のほうが高いけれども、やがては一般職のほうが高くなっていくということを実際言っていましたし、これを見ますと医療職よりも一般職の再任用の給与が高い。ただ何級ということもあるかとは思いますが。特にも再任用という方々については、専門職という人たちについてはやはり相当考慮していく必要があるのではないかとという気がするわけです。なぜならば誰でもやれる仕事ではない、特にも専門職というのは、これからは非常に需要があるのではないかと考えた場合に、一般職はそれなりの責任を感じて、責任が重くなってそれぞれの仕事があって給料が高くなっているというのはわからないでもないのですが、やはり特にも60歳を過ぎてからの再任用の場合は、逆に言えば専門職のほうの重要性は増すのではないかとというふうなことも考えれば、その辺の扱いをもう少しバランスを考えてみる必要があるのでは

ないかと私は感じるわけですがけれども、その辺のところのお考えは無いのか、その3点について教えてください。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長 吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えします。

まず労務職の給料表ですが、労務職の給料表は規則で定めてございます。従いまして今回ご審議をいただいたのちにこの一般職のほうの給料表を参照としながら改正させていただくというふうになります。

再任用職員の活用でございますけれども、短時間の職員もおりますしフルタイムの職員もおります。それにつきましては当方の実情でありましたり、本人の希望に沿った形で短時間、フルタイムというので任用させていただいております。

職員、若手職員ということだとは思いますが、指導も含めて活用をということでございますが、当方につきましてはそういったことも踏まえて再任用職員の方が認識して職務にあたっているというふうに考えておりますし、さまざま普通の職員と変わらない職務を遂行していただいているところでございます。

あと3つ目の専門職の職員の再任用のあり方ということですが、今現在は検討しておりません。専門職ということですからそういうふうな考え方をすべきか、一般職のほうで最終的に給料が上がっているということには、それなりの理由があってこのような給料の体系になってございますので、その辺を十分に踏まえる必要があるのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 最後に先ほど再任用の短時間労働の部分ですけれども、その方々に期末手当が与えられているのかどうか、もし与えられているのであればなぜなのか。というのは、ふつう期末手当等は短時間労働の方にあてはまるような気がしないのですが、やっているのであれば理由を。

あともう一つは、先ほどの専門職の関係については今再任用は65歳までというふうな規定になっているかと思うのですが、私が思うには専門職というのはなかなか軽米町にも採用できない人たちもいて、それを求めているとは思いますが、やはりそういう専門職については65歳という年齢を撤廃して70歳までとか、それでも可能な人たちが十分いるのではないか、かつては助産所があったころは助産師が70歳を過ぎても助産師として働いてこれたというお話も聞いたりしています。そういう専門職という部分については考える必要があるのではないかと希望しますけれども、その2点について再度お願いします。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長 吉岡靖君。

[総務課総括課長 吉岡 靖君登壇]

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず期末手当につきましては再任用職員についても支払われているものでございます。ということで今回の中にも率の改定というものが盛り込まれております。その理由ということですが、中村議員がおっしゃるのは非常勤嘱託職員には支給されないのなぜ再任用職員にはということであろうかと思いますが、根本的に制度の違いがあるというふうにはしかお答えできません。再任用職員の制度については国家公務員の制度があつてそれを受けながら地方公務員の制度として運用している。再任用職員についてはそういった期末手当等が盛り込まれた制度であるというふうには認識しております。一方の非常勤嘱託職員につきましては、そういった賞与等を給付するかどうかというのはそれぞれの市町村の判断によつてはいるものでございます。全く違う制度のものでありますから、今のところ同じベースで比較ができない。ただ以前のご質問でもお答えしましたが、32年度からは会計年度任用職員の制度、正規の職員以外の現在の非常勤嘱託職員とか臨時職員にあたる部分の会計年度任用職員という制度が始まりますので、それにあわせてはですね、そのへんも含めての会計年度任用職員の例えば手当とか、そういったものをどうしようかということは今から検討する必要が出てこようかというふうには考えてございます。

専門職の70歳まで雇用してはどうかというようなご指摘もありました。いずれ再任用職員というのは、おっしゃるとおり年金受給までの継続的な考え方に基づいておりますので、同様の考え方で70歳までというのは現行の制度上は困難であろうかと思つています。ただ、先ほども申し上げましたが再任用という形態ではなくて、どうしても必要であれば70歳まで今後施行される会計年度任用職員という形の任用は考えられないことはないのかなと思つています。ただいずれ必要に応じて判断すべきだと思つています。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 以上で質疑を終わりたいと思つていますが、ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 町営住宅建替団地造成工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてに対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 先ほどの提案説明の中だけではちょっと理解できかねたので、もう少し詳しく説明をいただきたい。なぜならば8月8日に着工して半年ぐらい経つわけですけれども、私も毎日行っているわけではありませんが、なかなか工事が進まないようだなど、3カ月、4カ月感じておった気がします。最近になって非常に工事が急ピッチで進んでいるなどというふうを感じるわけですけれども、その辺のところの工事のスケジュール的なものとして今現在また変更せざるを得なくなっているというふうなことをもう少し詳しく説明していただければと思います。

○議長（松浦 求君） 地域整備課総括課長 川原木純二君。

〔地域整備課総括課長 川原木純二君登壇〕

○地域整備課総括課長（川原木純二君） 中村議員のご質問にお答えします。

工事が平成30年11月に補償金の補正ということでお願いして、電柱移転の関係で日数がかかなりずれ込んでしまいました。それで今回も工事が工程表より遅れたものですから、日数の変更等お願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） 電柱移転が予想よりも時間がかかったというふうに説明された気がするのですが、その辺のところは当初からの見込みにはできなかったということでしょうか。

○議長（松浦 求君） 地域整備課総括課長 川原木純二君。

〔地域整備課総括課長 川原木純二君登壇〕

○地域整備課総括課長（川原木純二君） 当初は補償費はお願いしておりましたが、現地の電柱が軽米浄水場とか軽米病院の専用回線等がのっておりました、金額的にも不足して補正をお願いしたわけですけれども、それにより移転に日数を要したということでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

○2番（中村正志君） よく分からないので、そう言われれば最近電気工事をやっているというのはあそこを通った時見ていましたけれども。ではその前の8月、9月、

10月あたりはまた別な仕事があったのか、その辺のところ前の3か月ぜんぜん動いていないなと感じたので。その辺の絡みのスケジュールは、例えば前は別なスケジュールで時間を要していたとかという何か、当然軽米ですから冬になったら雪が降って工事が遅れるというのは誰もが想定するものですから、普通はずれこませない、暖かいうちに全部工事をやってしまうというのが普通の考え方だとは思いますが、その辺のところ別なことがあったのか最後に質問させていただきます。

○議長（松浦 求君） 地域整備課環境整備担当課長 江刺家雅弘君。

〔地域整備課環境整備担当課長 江刺家雅弘君登壇〕

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） 中村議員の質問に再度お答えいたします。

決して工事を1か月、2か月着手していなかったことではなくて、今回の造成工事につきましては、1つは団地内の舗装までの道路、路盤を作る工事、路盤だけではなくて側溝を布設する工事もございます。その中に電柱移転という東北電力とN T Tの柱の移転がございまして、当初見込んでいた額より先ほど総括課長が説明しましたけれども、電柱移転のほうの工事費等のほうが当初予算で確保していた予算より、軽米病院の線とかがあって高額な金額になったということで、予算もないことから契約も進まなかったのもその辺の若干の遅れもありますけれども。

あと、今回の変更の中でのり面の処理ということで吹きつけ、一番安いもので種子吹き付けとって、のり面に種子を吹き付けるわけですがけれども、再度現地を調査した結果、結局あまりいい土質じゃなかったということで、種子のほうで吹き付けになった植生シートというものに変更したわけですがけれども、そういうものに変更する日数等が当然かかっております。

あと、側溝の関係もですがけれども、そこは平らなところだということで、当初十分な勾配が確保できないということで、底の部分で勾配をとる可変側溝というものを計上しておりましたけれども、現地をきっちり測量した結果、通常の安いタイプの側溝が布設可能だということで、その辺も検討して布設したものでございます。

実質工事をぜんぜんやっていなかったということではなくて、そういうふうな路盤を作るもの、あとは水道管を布設する住宅内に布設する水道工事、あと下水の布設工事ともろもろ工事がありました。当初の金額のまま進んでいるのであれば当然工期内の完了も可能でしたけれども、今回現場等を精査した結果、約860万円ほどの増ということで、電柱移転に要した時間もかかったということもありましてあわせて工期のほうも変更になるということでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 以上で質疑を終わりたいと思いますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第5号 町営住宅建替団地造成工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについての採決を行います。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 町営住宅建替団地造成工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度軽米町一般会計補正予算（第6号）に対しての
質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第6号 平成30年度軽米町一般会計補正予算（第6号）の採決を
行います。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成30年度軽米町一般会計補正予算（第6号）は、原案
のとおり可決されました。

それでは最後、議案第7号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第
3号）に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第7号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第3号）

の採決を行います。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本臨時会の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって第29回軽米町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時40分）